

施設サービス利用料金のご案内

【短期入所療養介護】

介護保険法に基づいた介護保険給付による一部負担費用と、食事・居住費の合計額をご利用に応じてご負担いただきます。

※ 新型コロナ対応・管理体制に伴い 令和3年9月末までの間、下記基本サービス費に0.1%が上乗せとなります。

介護区分		介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
基本サービス費 3割 ※ (1日の基本利用料金)		¥2,481	¥2,628	¥2,817	¥2,973	¥3,135
主な 利用 費 (1日)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	¥102	厚生労働省が定める一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有する場合			
	介護職員処遇改善加算 I <small>*下記・裏面のその他の加算により金額が異なります</small>	※	所定単位数 (基本サービス+加算) × 3.9%			
	認知症ケア加算	¥228	厚生労働省の定める認知症専門施設としての基準を満たしている場合			
	サービス提供体制強化加算 II	¥54	介護職員の内 60%以上の介護福祉士を配置している施設			
	夜勤職員配置加算	¥72	厚生労働省が定める夜間勤務職員数の配置をしている場合			
	その他の 加算		状況に応じて別途請求 (裏面:その他の加算参照)			
	食事費用	¥1,560	内訳 : 朝食 ¥400 昼食 ¥580 夕食 ¥580			
居住費	¥400	内容 : 水道光熱費等の費用				
下記金額に含まれる処遇改善加算の料金 ※		¥115	¥120	¥128	¥134	¥140
1日の料金 (目安)		¥5,012	¥5,164	¥5,361	¥5,523	¥5,691
下記金額に含まれる処遇改善加算の料金 個別リハビリテーションを行った場合		¥143	¥148	¥156	¥162	¥168
1日の料金 (目安) ¥720		¥5,760	¥5,912	¥6,109	¥6,271	¥6,439

その他の加算

加算種類 及び 内容	料 金	加算種類 及び 内容	料 金
個別リハビリテーション実施加算	¥720	療 養 食 加 算 (1食)	¥24
医師をはじめ理学療法士・作業療法士等の各職種と共同で計画書を作成し、個別にリハビリテーションを行った場合		医師の指示により、入所者の年齢・心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合	
緊急短期入所受入加算	¥270	認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥600
利用者の状態や家族の事情等により、受入の必要が認められること 【7日間/上限】 ※家族の居宅受入が困難等、明瞭な理由がある場合は最長 14日間を限度		医師が緊急利用の必要性有りと判断した場合 【7日間を限度】 (上記若年性認知症受入加算と併用:不可)	
特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	3~4時間 ¥1950 4~6時間 ¥2724 6~8時間 ¥3807	送 迎 加 算	¥552
難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者に対し、常時看護師による観察が必要な場合 (除・送迎時間)		送迎エリアを越える場合、要相談となります(上記:片道料金)	
総合医学管理加算	¥825	緊急時治療管理加算	¥1,554
治療管理の目的利用であり、診療方針を定め、投薬・検査・注射・処置を行った場合(要・診療録への記載) 【7日間を限度】		病状が重篤となり、投薬・注射・処置を医師が行った場合 【1日1回 3日を限度】	

洗濯費用 (業者委託)	¥100/1日	理美容代	【男性】 丸刈り ¥1,000 カット ¥1,500
			【女性】 カット ¥1,500